

地理学評論投稿規程（2021年6月）

（目的）

第1条 この規程は、日本地理学会（以下「本会」という。）の学会誌である「地理学評論」への投稿及び編集に関する基本的な事項を定めるものである。

（編集委員会）

第2条 学会誌の編集は、編集専門委員会（以下「編集委員会」という。）が担当する。

2 編集委員会は、本規程及び執筆要領に定める投稿原稿（以下「原稿」という。）を審査するほか、必要に応じて寄稿を依頼することができる。

3 学会誌の体裁、年間の発行回数、及び執筆要領等は、理事会が別に定める。

（著作権）

第3条 すべての著作権は、本会に属する。ただし、原稿が掲載されないことが決定された場合（原稿の著者による取り下げを含む）、本会は著作権を原稿の著者に返還する。

（著者）

第4条 原稿の著者（連名の場合には筆頭著者）は、本会の正会員又は名誉会員とする。ただし、編集委員会が特に認めた場合にはこの限りではない。

2 原則として、原稿投稿後の著者の変更はできない。ただし、原稿の修正過程において、著者の増減や順序変更が必要になった場合、著者は修正原稿提出時に理由書の添付をもって申し出ることができる。編集委員会は理由書の妥当性に基づき、著者の増減や順序変更の可否を決定する。

（原稿の種類及び長さ）

第5条 原稿の種類は、執筆要領で定める。

2 原稿の種類に応じて、原稿の長さの上限を執筆要領で定める。

（原稿の投稿）

第6条 原稿の投稿方法は、執筆要領で定める。

2 投稿された原稿は返却しない。ただし、図表・写真のオリジナルは提出時に申し出があれば返却する。

（原稿の採否）

第7条 投稿された原稿は、編集委員会が掲載の可否を決定する。

2. 審査の手順は、別に定める内規による。

（原稿の取り下げ）

第8条 著者は原稿の取り下げを申し出ることができる。

2 著者の申し出による原稿の取り下げは、編集委員会がその可否を決定する。

（校正）

第9条 著者校正是初校のみとする。著者校正時の加筆等は原則として認めない。

（著者の負担）

第10条 掲載された原稿については、50部を単位として別刷を作ることができる。その経費は、別に定める内規により、著者が負担する。ただし、受理された年度の4月1日に著者（連名の場合には著者全員）が学生会費納入者であった場合には、100部までを無料とする。

2 原稿の長さが上限を超過した場合には、別に定める内規により、著者が超過分の経費を負担する。

3 カラー印刷等の特殊な印刷を必要とした場合、著者校正により経費増となった場合、編集委員会が必要と判断して図表の版下を作成し直した場合や特別に英文の校閲を依頼した場合には、編集委員会はそれらの経費を著者に請求することができる。カラー印刷の負担額は、別に定める内規による。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は理事会が行う。

付 則

この規程は、公益社団法人日本地理学会設立の日から施行する。